

松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業

入札説明書

平成 28 年 7 月 11 日

松山市

【 目次 】

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業の対象	2
3	事業目的	2
4	事業内容	2
5	事業期間等	3
6	事業方式	4
第 3	応募に関する条件等	5
1	入札参加者の全体構成	5
2	入札参加者の参加資格要件	6
3	応募に関する留意事項	9
4	選定方法及びスケジュールについて	10
5	応募手続き等	11
6	入札にあたっての留意事項	14
第 4	落札者の選定	16
1	落札者の選定方法	16
2	選定審査会の設置	16
3	審査の内容	16
4	審査項目	16
5	落札者の決定	16
6	審査結果及び評価公表	16
7	事務局	17
第 5	提示条件	18
1	事業フレーム	18
2	市の支払いに関する事項	18
3	事業者の収入	19
4	事業者の事業契約上の地位	19
5	入札保証金及び契約保証金	19
6	保険	20
7	市と事業者の責任分担	21
8	SPCに関する取扱い	21
第 6	事業実施に関する事項	22
1	市による本事業の実施状況の確認	22
2	事業期間中の事業者と市の関わり	22
第 7	契約の考え方	23
1	基本協定の締結	23
2	契約手続き	23

3	契約の概要	23
4	入札価格と契約金額	23
5	議会の議決	23
第8	その他	24
1	基本協定に違反した場合の取扱い	24
2	特定事業の選定の取消し	24
3	情報公開及び情報提供	24

別紙

- 1 対象校一覧
- 2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項
- 3 サービス対価について

第1 入札説明書の定義

この「松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、松山市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加希望者を対象に配布するものである。

事業の基本的な考え方については、実施方針（平成 28 年 4 月 15 日公表）と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針に関する質問への回答（平成 28 年 5 月 31 日公表、以下「質問回答書」という。）を踏まえて、入札説明書並びに別添資料の要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び様式集（以下、「入札説明書等」という。）を作成しており、入札参加希望者はこのことに留意して、入札等に必要な書類を提出することとする。

なお、入札説明書等の規定は、すでに公表している実施方針及び質問回答書に優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び質問回答書によることとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業（以下、「本事業」という。）

2 事業の対象

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）は、別紙1「対象校一覧」に示す松山市内の小学校51校1,321教室、中学校27校675教室、合計78校1,996教室において新たに整備する空調設備（以下「新規設備等」といい、室内機、室外機及び配管のほか、本事業で新たに整備される一切の設備を含む。）の設計、施工、工事監理、市に対する所有権の移転、維持管理、移設等及び720教室において既に整備されている空調設備（以下「既存設備」という。）の維持管理並びにこれらに付随し、関連するすべての業務及び学校との調整を本事業の対象とする。

なお、本事業において、以下、新規設備等及び既存設備を併せて空調設備等という。

3 事業目的

本事業は、市立小中学校の教育環境向上の一環として、普通教室、使用頻度の高い特別教室への空調設備等の設置等に係る事業を実施するにあたり、民間事業者の技術やノウハウを活かし一斉導入することで、整備期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目的とする。

4 事業内容

事業者は、以下の業務を行うものとする。

① 新規設備等の設計業務

ア 設計のための事前調査業務（年度替わりの教室移動等に伴う設置箇所の最終調整を含む。）

イ 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、学校等との調整も含む。）

なお、各対象校の一般平面図及び配置図（CADデータ）は市より貸与する。

② 新規設備等の施工業務

ア 施工のための事前調査業務

イ 施工業務（施工業務には、新規設備等の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元等）を含む。）

ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

③ 新規設備等の工事監理業務

ア 施工に係る工事監理業務

イ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

- ④ 新規設備等の所有権移転業務
 - ア 施工完了後の市への新規設備等の所有権の移転業務

- ⑤ 空調設備等の維持管理業務
 - ア 新規設備等の維持管理のための事前調査業務
 - イ 新規設備等の性能の維持に必要な一切の業務（新規設備等を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
 - ウ 新規設備等に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
 - エ 新規設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
 - オ 新規設備等の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
 - カ 空調設備等の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）（以下「フロン排出抑制法」という。）に係る点検業務等）
 - キ 空調設備等のフィルター清掃、問合せ対応、法定点検業務
 - ク その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、学校調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、学校との調整も含む。）
エネルギー供給は、本事業の範囲に含まない。新規設備等の運転に必要なエネルギー費用は、市が負担する。

- ⑥ 新規設備等の移設等業務
 - ア 対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により新規設備等の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設等業務
なお、新規設備等の移設等業務に要する費用は、別途に締結する契約に基づき、市が負担する。

5 事業期間等

本事業は、次のスケジュールで行うこととする。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（平成 29 年 3 月下旬を予定）から平成 42 年 3 月 31 日までの約 13 年間とする。

このうち設計・施工期間は、契約日から平成 31 年 8 月末までとし、維持管理期間は、所有権の移転後から平成 42 年 3 月 31 日までとする。

施工の順序については、中学校を優先することとし、具体的には「要求水準書」で示す。また、可能な範囲で設計・施工期間の短縮に係る事業者の提案を求めるとし、「落札者決定基準」のとおり評価を行う。

(2) 契約等の締結

ア 仮契約

平成 29 年 1 月中旬を予定している。

イ 本契約

平成 29 年 3 月下旬（事業契約の締結日）を予定している。

6 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき実施するものとし、事業者が自らの資金で新規設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、新規設備等の所有権移転業務により市に所有権を移転し、維持管理期間を通して空調設備等の維持管理業務等を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

第3 応募に関する条件等

1 入札参加者の全体構成及び定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業（以下に定義した企業）で構成されるグループとする。

構成企業	入札参加者を構成する企業で、特別目的会社（以下、「SPC」という。）に出資し、SPC から業務を直接受託し、又は請け負う者
協力企業	入札参加者を構成する企業で、SPC に出資をせず、SPC から業務を直接受託し、又は請け負う者

イ 入札参加者は、設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、施工業務を行う企業（以下「施工企業」という。）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）により構成されるものとする。なお、進捗管理や企業間の連絡調整などの業務を行う企業が SPC に出資し、入札参加者の一員（以下、「その他出資企業」という。）となることを妨げない。

ウ 入札参加者は、あらかじめ構成企業の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続きを行うこととする。

エ 参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成企業及び協力企業について明らかにすることとする。

オ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業又は協力企業にはなることができないものとする。また、協力企業も同様に、他の入札参加者の構成企業又は協力企業にはなることができないものとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の協力企業が落札した入札参加者の構成企業又は協力企業から業務を受注することを妨げない。その場合は、事前に市の承諾を得るものとする。

カ 原則として、本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。

キ 落札者となった入札参加者は、選定後直ちに（仮契約の締結に向けて）構成企業及びその他出資企業の出資により会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立するものとする。このうち代表企業の出資比率は、出資者中最大とすること。

出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことを禁止す

る。

2 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者の構成企業及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

ア 松山市及び松山市公営企業局から入札参加資格停止措置又は入札参加資格回避措置を受けている者（資格確認申請書の提出日から議会で議決を受けるまでの期間）。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

オ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

キ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。

ク 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

ケ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者（※）。

なお、アドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：大阪市北区梅田二丁目 5 番 25 号）
- ・ 株式会社東畑建築事務所
（所在地：大阪府中央区高麗橋二丁目 6 番 10 号）
- ・ 弁護士法人御堂筋法律事務所

(所在地：大阪市中央区南船場四丁目 3 番 11 号)

(※) 資本関係のあるもの

以下のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規程による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下、「更正会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(※) 人的関係にあるもの

以下のいずれかに該当する者。ただし、(ウ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- (ウ) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下、同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (エ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

コ 選定審査会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者（上記ケの※を参照）。

(2) 業務を遂行する構成企業または協力企業に関する参加資格要件

本事業の各業務は、入札参加者の構成企業又は協力企業が担当することとし、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとする。

ア 「新規設備等の設計業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (イ) 平成 27・28 年度松山市競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の「委託：建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- (ウ) 平成 18 年度以降に、学校又は事務所等の空調設備の設計の実績を有していること。

イ 「新規設備等の施工業務」及び「新規設備等の移設等業務」を行う者の要件

- (ア) 少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 少なくとも 1 企業は、資格者名簿の「管」が A 等級であること。
- (ウ) 資格者名簿の「電気」又は「管」に登録されていること。
- (エ) 平成 18 年度以降に、学校又は事務所等の空調設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

ウ 「新規設備等の工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (イ) 資格者名簿の「委託：建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- (ウ) 平成 18 年度以降に、学校、事務所等における空調設備の工事監理の実績を有していること。

エ 「空調設備等の維持管理業務」を行う者の要件

- (ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 平成 18 年度以降に、学校又は事務所等の施設において、空調設備の維持管理業務の実績を有していること。

平成 27・28 年度松山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていることが要件となっている業務について、資格者名簿に登録が無い者が本事業に参加するには、様式集に掲載する書類を併せて提出すること。松山市競争入札参加資格者審査に準じて確認を行い、要件を満たしていれば、本事業への参加を認める。なお、本事業を落札した者は、次期の松山市競争入札参加者資格申請（11 月頃予定）において必ず申請手続きをすることを条件とするので、あらかじめ準備をしておくこと。

(3) 業務の再委託又は下請けの要件

入札参加者の構成企業及び協力企業が、本事業の業務を再委託又は下請けさせる場合の条件は原則として以下のとおりとし、事前に市の承諾を得るものとする。

「新規設備等の設計業務」、「新規設備等の施工業務」、「新規設備等の工事監理業務」、「新規設備等の移設等業務」及び「空調設備等の維持管理業務」は、業務の一部に限って再委託又は下請けさせることができるものとする。なお、施工業務及び移設等業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。

(4) 同一企業による複数業務の担当についての要件

入札参加者の構成企業及び協力企業は、「第 2 4 事業内容」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとする。ただし、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における「新規設備等の施工業務」と「新規設備等の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業又は協力企業が担当することはできない。

(5) 入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

ア 入札参加表明書等の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業

に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。

イ 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業を含む入札参加者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。

(6) 市内業者の参画に関する要件及び配慮事項

入札参加者のうち少なくとも1企業は、松山市内に本店を有する者（以下、「市内業者」という。）であることとする。

また、地域の活性化に貢献できるよう、構成企業や協力企業の選定や、業務の一部再委託又は下請けにあたり、可能な限り多く市内業者を登用することに配慮することとする。

3 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものであるとする。

(2) 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は本事業の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用することはない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が貸与する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 選定方法及びスケジュールについて

(1) 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定に当たっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）を採用する。

(2) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行う。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。市ホームページのアドレスは、「第8-3 情報公開及び情報提供」を参照すること。以下同様とする。

日 程（予定）	内 容
平成28年 7月11日	入札公告（入札説明書等の公表）
7月11日～7月13日	入札説明書等の説明会の申込み
7月14日	入札説明書等の説明会の開催
7月11日～7月19日	第2回現地見学会の申込み
7月11日～8月5日	入札説明書等に関する質問の受付
7月21日～8月2日	第2回現地見学会
8月中旬	入札説明書等に関する質問及び回答の公表
8月19日～8月25日	参加表明書及び資格確認書類の受付
9月9日	資格確認結果の通知
10月14日	提案書の受付
11月下旬	落札者の決定
12月下旬	基本協定の締結
平成29年 1月中旬	仮契約の締結
1月下旬	審査講評の公表
3月下旬	事業契約の締結※

※本事業の実施にあたっては、事業契約に関する議案を3月議会に提出し、これら議案の成立後、事業契約締結となる。

5 応募手続き等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）及び関係書類の貸与

市は、入札公告と同時に、市ホームページにおいて入札説明書等を公表する。なお、以下の書類については、CD-R により直接希望者に貸与するので、希望者は期日までに申込みを行い、市の指定する日時に下記の貸与場所に受け取りに来ること。各社 1 部のみとする。

ア 貸与書類

以下の書類を希望者に直接貸与する。

- (ア) 対象校・対象室図示図面
- (イ) 対象教室数一覧
- (ウ) モデル校 一般図

《以下、参考資料》

- (エ) 対象校別高圧単線結線図
- (オ) 対象校別契約電力・デマンド電力・使用電力量一覧表(平成 27 年度の実績値)
- (カ) 対象校別契約電力・デマンド電力・使用電力量一覧表(個票)(平成 27 年度の実績値)
- (キ) 対象校別点検時測定電流値一覧表(平成 27 年度の実績値)
- (ク) 既設空調設置状況一覧表
- (ケ) 冷媒漏えい点検・整備記録簿

※資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではない。

- イ 対象者 本事業への参画を検討している事業者
- ウ 申込方法 「関係書類貸与申込書」(様式集 様式 0-1) に、必要な事項を記載の上、電子メール(ファイル添付)にて申し込みをすること。なお、メールタイトルには「関係書類貸与申込書(会社名)」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。
- エ 申込み先 「第 8 3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照
- オ 申込期限 平成 28 年 7 月 19 日(火) 午後 5 時まで
- カ 貸与場所 松山市教育委員会事務局学習施設課
- キ 返却場所 同上
- ク 留意事項 市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとする。また、事業者は、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却することとする。貸与された資料を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、上記の返却時までにはすべて廃棄することとする。返却の方法については別途、指示することとする。

(2) 入札説明書等の説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を、以下のとおり開催する。なお、多数の参加希望者があつた場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うことがある。

- ア 開催日時 平成 28 年 7 月 14 日(木) 午後 1 時 30 分から

- イ 開催場所 松山市役所第4別館4階第1会議室
〒790-0003 愛媛県松山市三番町六丁目6-1
- ウ 参加者 本事業に参加を希望する企業とし、1社2名までとする。
- エ 申込方法 「入札説明書等説明会参加申込書」(様式集 様式0-2)に、必要な事項を記載の上、電子メール(ファイル添付)にて申し込みをすること。
なお、メールタイトルには「入札説明書等に関する説明会申込(会社名)」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。
- オ 申込先 「第8-3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照
- カ 申込期限 平成28年7月13日(水) 午後5時まで
- キ 留意事項
 - ・説明会当日は入札説明書等を配布しないため、持参すること。
 - ・駐車場には限りがありますので留意すること。
 - ・説明会において、質疑回答の時間は設けない。

(3) 第2回現地見学会の申し込み・実施

入札に参加しようとする企業を対象に、第2回現地見学会を実施する。現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は別紙2「第2回現地見学会の実施概要及び留意事項」を確認すること。

- ア 実施期間 平成28年7月21日(木)～平成28年8月2日(火)
- イ 開催場所 各対象校において開催する。
- ウ 申込方法 可能な限り入札参加者の組成を予定している複数者で、「第2回現地見学会参加申込書」(様式集 様式0-3)により電子メールで申込むこと。
なお、メールタイトルには「第2回現地見学会に関する申込(会社名)」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。
- エ 申込先 「第8-3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照
- オ 申込期限 平成28年7月19日(火) 午後5時まで
- カ 留意事項
 - ・現地見学会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参すること。見学には身分証明書を提示のうえ入校し、校内では企業名を記載した腕章又は名札を着用すること。また、校内での教育活動等に支障のないよう留意すること。
 - ・駐車場には限りがあるため留意すること。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付けることとする。また、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合がある。

- ア 受付期間 平成28年7月11日(月)～平成28年8月5日(金) 午後5時まで
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」(様式集 様式1-1)に必要な事項を記載の上、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。
なお、メールタイトルには「入札説明書等に関する質問書」と明記すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。
- ウ 提出先 「第8-3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照
- エ 回答方法 平成28年8月中旬に市ホームページで公表する。なお、質問者名は

公表しないものとする。

(5) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

ア 提出期間 平成 28 年 8 月 19 日（金）～平成 28 年 8 月 25 日（木）午後 5 時まで

イ 提出方法 持参により提出すること。

なお、表には「松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業に係る入札参加表明書等在中」と朱書きすること。

ウ 提出先 「第 8 3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照。

(6) 資格確認通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行うこととする。

市は、資格審査を行った結果を平成 28 年 9 月 9 日（金）に入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求められることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(7) 入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、次により「入札書」及び「入札金額内訳書」等（以下「入札書等」という。）を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。また、入札書等については、入札価格の確認時に持参すること。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱うこととする。

ア 事業提案書等の提出方法

(ア) 提出日時 平成 28 年 10 月 14 日（金） ※時間は市が追って示す。

(イ) 提出方法 持参により提出すること。

なお、表には「松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業に係る提案書類在中」と朱書きすること。

(ウ) 提出先 「第 8 3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照。

イ 入札価格の確認（入札書受付日）

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はそ

の代理人の立会の上、行うものとする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

(ア) 確認日時 平成 26 年 10 月 14 日（金）午後 3 時

(イ) 確認場所 松山市役所第 4 別館 松山市教育委員会事務局学習施設課

(ウ) 持参書類 入札書等

※なお、入札書等の作成方法については、様式集に従うこと。

6 入札にあたっての留意事項

(1) 一般的注意事項

- ・入札書等は、封筒に入れ密封し、入札価格の確認場所に持参すること。
- ・入札価格の確認時刻に遅れたときは、入札に参加できない。
- ・入札には身分を証明できるものを携帯の上、代表企業のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式集 様式 4-5）を併せて持参すること。
- ・入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札参加表明書等提出後、入札価格の確認時（入札書受付日）までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ・入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ・参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ・委任状が提出されていない代理人の入札
- ・2 人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ・入札者が他の入札者の代理をした入札
- ・入札者が談合した入札
- ・記名押印を欠いた入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ・誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ・電送及び電話による入札
- ・その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(3) 予定価格

予定価格は以下のとおりである。市の算定根拠は公表しない。

¥6,267,240,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集 様式

3-5) を提出すること。

ア 提出方法 持参により提出すること。

イ 提出先 「第 8 3 情報公開及び情報提供」に掲載している連絡先を参照。

第4 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）によるものとする。

2 選定審査会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される「松山市立小中学校空調設備整備 PFI 事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置しており、選定審査会を通じて学識経験者等の意見を聴取することとしている。委員は次のとおりである。

委員名（敬称略）	所属・役職等
山本 康友	首都大学東京 都市環境学部 客員教授
真鍋 雅史	嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授
兼平 裕子	愛媛大学 法文学部 教授
山本 和子	松山市立余土小学校 校長
前田 昌一	松山市教育委員会事務局長

なお、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁ずる。また、選定審査会の動向等について聴取することも禁ずる。

これらの禁止事項に抵触したと市及び選定審査会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

3 審査の内容

選定審査会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、空調設備整備等に係る対価等による「定量的事項」と、事業提案書の提案内容による「定性的事項」について総合的に審査を行い、落札者候補として最も適当な者を選定する。また、審査の過程においてヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（実施時期、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う予定である。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しないこととする。

4 審査項目

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照すること。

5 落札者の決定

市は、選定審査会による落札者候補の選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

6 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」及び「落札者」

等を、市ホームページを通じて公表する。

(1) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は市ホームページを通じて公表する。

(2) 落札の無効

松山市契約規則第6条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式集 様式 2-4）及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。

(3) 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

7 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

松山市教育委員会事務局学習施設課

第5 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

ア 第1期設計・施工対象校は平成29年8月末までに、第2期設計・施工対象校は平成30年8月末までに、第3期設計・施工対象校は平成31年8月末までに設計・施工業務を完了の上、市に新規設備等を引き渡すこと。

施工の順序については、中学校を優先することとし、具体的には「要求水準書」で示す。また、可能な範囲で設計・施工期間の短縮に係る事業者の提案を求めることとし、「落札者決定基準」のとおり評価を行う。

イ 入札説明書等、事業者提案書類その他市と事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

ア 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

イ 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 協議事項

ア 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

イ 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めることとする。

なお、本事業は、PFI法に基づくPFI事業者が発注する工事等について「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき、「前払金保証制度」及びこれに付随する「金融保証制度」が適用できる。当該制度の詳細、条件等については、直接、保証事業会社に問い合わせること。

ウ その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には、市債等を充当することを予定しており、事業者は、市の申請手続きに協力するものとする。

2 市の支払いに関する事項

市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認した上で、事業者が提供したサービスに対し、サービス対価を事業者に支払うこととする。サービス対価の構成、支払方法等については別紙3「サービス対価につい

て」に示す。

3 事業者の収入

市は事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者からサービスを購入する対価として、新規設備等の設計、施工、工事監理、新規設備等の所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び空調設備等の維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払うこととする。なお、サービス対価の支払方法の詳細については、別紙3「サービス対価について」を参照すること。

(1) 設計・施工等のサービス対価

新規設備等の設計・施工等のサービス対価については、平成29年度から平成31年度までの各年度1回、所有権移転を完了した新規設備等に係る設備整備費を事業者からの請求を受けてから30日以内一括して支払う。

(2) 維持管理のサービス対価

空調設備等の維持管理のサービス対価については、事業の初年度は当該会計年度の終了後、当該年度分を支払い、事業の2か年度目以降は事業期間の終了まで年2回ずつ支払うこととする。

4 事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金として、以下の(ア)及び(イ)の合計金額を事業契約締結時に納付すること。

(ア) 設備整備費相当額（別紙3「サービス対価1」の10%以上

(イ) 一事業年度の維持管理費相当額（別紙3「サービス対価2」の10%以上

イ 契約保証金の納付に代えて、以下の方法も可能とする。

(ア) 契約保証金が免除される場合

・市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出すること。）

・SPCを被保険者とする履行保証保険契約の締結（事業者の費用にて、保険金請求権に市を質権者とする質権を設定すること。）

(イ) 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合

・保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の80%に相当する金額が上記アに規定する契約保証金額以上であることを要する。）

・設計・施工業務又は維持管理業務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証

ウ 上記ア(ア)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、設備引渡し時に返還する。

エ 上記ア(イ)に規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還する。

オ 履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとする。なお、維持管理期間中の付保は毎年度更新することを認める。これらの付保により、上記アに規定する契約保証金額以上が補償されることを要する。

6 保険

事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含む。）は、次の要件を満たす保険契約を締結すること。なお、事業者提案書類において要件以上の提案をした場合には、事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとする。また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、事業者が提案した保険も併せて加入するものとする。

(1) 施工期間

ア 設備工事保険

- ・ 保険契約者 事業者又は事業者から新規設備等の施工業務を請け負った者
- ・ 被保険者 事業者及び事業者から新規設備等の施工業務を請け負った者
- ・ 保険の対象 新規設備等の施工工事
- ・ 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備等の各引渡し予定日を終期とする。
- ・ 保険金額 施工工事費
- ・ 補償する損害 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
- ・ 免責金額 1事故あたり 100,000 円以下
- ・ その他 市を追加被保険者とする。

イ 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・ 保険契約者 事業者又は新規設備等の施工業務にあたる者
- ・ 被保険者 事業者及び新規設備等の施工業務にあたる者
- ・ 保険期間 工事着手予定日を始期とし、新規設備等の各引渡し予定日を終期とする。
- ・ てん補限度額 身体賠償－1名あたり 1億円以上、1事故あたり 10億円以上
財物賠償－1事故あたり 1億円以上
- ・ 免責金額 1事故あたり 100,000 円以下
- ・ 補償する損害 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ・ その他 市を追加被保険者とする。

(2) 維持管理期間

ア 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

- ・ 保険契約者 事業者又は空調設備等の維持管理業務にあたる者
- ・ 被保険者 事業者及び空調設備等の維持管理業務にあたる者

- ・ 保険の対象 業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
- ・ 保険期間 維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする。
- ・ てん補限度額 身体賠償－1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上
財物賠償－1事故あたり1億円以上
- ・ 免責金額 1事故あたり100,000円以下
- ・ その他 市を追加被保険者とする。

(3) 留意事項

- ア 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示すること。
- イ 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。
- ウ 事業者（事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担すること。

7 市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。事業者が担当する業務については、原則として事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）及び入札説明書等を踏まえた事業者による事業者提案書類によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

8 SPCに関する取扱い

市は、SPCとの間で仮契約を締結することとする。この際、落札者の構成企業又は協力企業は事業提案において各構成企業及び協力企業が受託又は請負うこととなっている業務を、SPCから受託又は請負うこととする。ただし、「新規設備等の所有権移転業務」については、SPCが自ら実施することとする。なお、SPCは会社法に定める株式会社とし、仮契約締結までに設立すること。

第6 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に実行し、要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認する。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。なお、入札説明書等、事業者提案書類に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。

なお、モニタリングに関する詳細については、別添資料「事業契約書（案）」を参照すること。

2 事業期間中の事業者と市の関わり

ア 本事業は、事業者の責において遂行されることとなる。また、市は前項のとおり、事業実施状況について確認を行う。

イ 市は、原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて業務担当企業と直接、連絡調整を行う場合がある。

ウ 資金調達上の必要性、事業の継続性の確保の関係から、一定の重要事項について、市は事業者に資金を提供する金融機関と協議することがある。

第7 契約の考え方

1 基本協定の締結

落札者と市は、落札後速やかに、基本協定書（案）に基づいて基本協定を締結するものとする。

2 契約手続き

ア 落札者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、平成 29 年 1 月中旬までに合意を得て仮契約を締結するよう努めるものとする。ただし、原則として事業契約書（案）、その他入札説明書等で示した内容及び事業者提案書類の内容を変更できないことに留意すること。

イ 落札者は、仮契約の締結までに SPC を設立する。

ウ 仮契約は、松山市議会で議決を得たときに本契約となる。

3 契約の概要

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計・施工業務、維持管理業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定めます。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、事業者提案書類及び要求水準書、事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得てください。

4 入札価格と契約金額

落札者が提案した入札金額（落札金額）に 100 分の 108 を乗じた額を契約金額とする。

5 議会の議決

松山市議会における事業契約締結の議決は、平成 29 年 3 月を予定している。

第8 その他

1 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、本協定で定める対応を行うほか、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

2 特定事業の選定の取消し

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、入札参加者がいない、若しくはいずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。この場合、その旨を速やかに市ホームページで公表する。

3 情報公開及び情報提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う。

担当 松山市教育委員会事務局学習施設課 宇都宮・青木・福岡 住所 〒790-0003 愛媛県松山市三番町六丁目 6-1 第4別館 1階 TEL : 089-948-6831 FAX : 089-934-3419 E-mail : kygakushu@city.matsuyama.ehime.jp HP: http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/kyseisaku/gakushushisetsu_top.html
--

対象校一覧

【小学校】

No	学校名	29年度施工可能校	住所	電話番号
1	番町小	○	二番町 4-6-1	941-1446
2	味酒小	○	宮西 2-2-21	925-1447
3	八坂小	○	湯渡町 4-20	941-1448
4	東雲小	○	文京町 2-1	924-6987
5	新玉小	○	千舟町 8-89	941-1449
6	清水小	○	清水町 3-15	925-0205
7	雄郡小	○	土橋町 1	931-3197
8	素鷲小	○	小坂 1-4-48	931-8796
9	堀江小		福角町甲 1409-2	978-0015
10	潮見小		吉藤 4-7-13	978-0543
11	久枝小		安城寺町 586-1	925-4437
12	和気小		太山寺町 671-3	978-0057
13	三津浜小		梅田町 2-42	951-0804
14	宮前小		祓川 1-3-39	951-0253
15	高浜小		梅津寺 1352-2	951-0321
16	味生小		別府町 166-4	951-0529
17	桑原小		桑原 3-7-27	945-5051
18	生石小	○	高岡町 630-3	972-1219
19	垣生小	○	西垣生町 730-1	972-1239
20	道後小		石手 4-10-5	941-0228
21	湯築小		道後北代 10-41	925-5588
22	余土小		余戸東 1-14-17	972-0322
23	湯山小		食場町甲 128	977-0001
24	日浦小		河中町甲 79-2	977-2798
25	伊台小		下伊台 1438-1	977-0201
26	五明小		菅沢町乙 45-4	977-2353
27	久米小		鷹子町 15-1	975-0601
28	浮穴小		森松町 832	976-0143
29	小野小		平井町 3673	975-0989
30	石井小		東石井 6-8-52	956-1658
31	荏原小		東方町甲 1245	963-1003
32	坂本小		久谷町 30	963-1054
33	たちばな小	○	針田町 209-1	971-8410
34	椿小		和泉南 6-1-47	957-1430
35	石井東小		越智 1-3-35	957-7545
36	北久米小		福音寺町 9	976-8431
37	味生第二小		別府町 3-1	952-4561
38	石井北小		和泉南 1-3-32	957-6300
39	さくら小	○	余戸中 4-11-1	973-6686

No	学校名	29年度施工可能校	住所	電話番号
40	みどり小		西長戸町 493-2	926-0456
41	福音小		福音寺町 355-1	970-1151
42	双葉小		土居田町 123-3	921-1171
43	窪田小		久米窪田町 307	970-1533
44	姫山小		山越 3-800	927-0211
45	浅海小		浅海本谷甲 728	995-0343
46	難波小		中通甲 807-1	993-0049
47	立岩小		猿川原甲 49	996-0221
48	正岡小		八反地甲 160	993-0043
49	北条小		北条辻 64	993-0066
50	河野小		宮内甲 9-1	993-0160
51	栗井小		常竹甲 100	994-1006

【中学校】

No	学校名	住所	電話番号
1	拓南中	枝松 5-4-39	931-8518
2	雄新中	土居田町 1	931-8261
3	勝山中	清水町 3-148-2	925-4005
4	東中	文京町 2-2	924-8588
5	道後中	上市 1-3-57	921-4207
6	鴨川中	鴨川 2-7-19	924-9041
7	内宮中	内宮町 569-1	978-0046
8	三津浜中	若葉町 8-48	951-0531
9	高浜中	梅津寺町乙 52	951-0475
10	津田中	北斎院町 1106	972-0019
11	垣生中	西垣生町 418	972-1226
12	余土中	保免西 4-5-23	972-0010
13	湯山中	溝辺町甲 508-1	977-0402
14	日浦中	河中町 188-1	977-5822
15	旭中	下伊台町 1105-1	977-4362
16	久米中	来住町 689	975-0501
17	小野中	平井町 3690	975-0988
18	久谷中	浄瑠璃町 940	963-1025
19	南中	東石井 7-2-52	956-1373
20	西中	高岡町 409	971-6226
21	南第二中	森松町 943	957-5633
22	桑原中	畑寺町丙 238-28	943-5152
23	椿中	市坪南 1-1-20	957-8650
24	城西中	竹原 3-19-35	932-5008
25	北中	太山寺町 491-1	978-3321
26	北条北中	北条辻 365	993-0038
27	北条南中	河野別府 12	994-0230

第 2 回現地見学会の実施概要及び留意事項

入札説明書 第 3 5 (3)に基づく現地見学の実施に関する要領及び留意事項は次のとおり。

1 現地見学対象校

松山市立小中学校 78 校

2 現地見学会の実施概要

(1) 期間

平成 28 年 7 月 21 日 (木) ～平成 28 年 8 月 2 日 (火)

※ 土曜日、日曜日、祝日を除く。

※ 上記以外の日程の見学は個別に対応することとする。

ただし、学校の下承が必要となるため、希望の日程に沿えないことや見学校数に制限をすることもある。

(2) 見学方法

- ・ 見学は 3 班に分かれて実施する。
- ・ 見学会の当日は、指定された対象校に 9:30 に集合し、見学を開始する。
- ・ 午前に見学会を実施する学校は 9:30 から 12:00 まで、午後に見学会を実施する学校は 13:00 から 16:30 までを見学可能時間とする。
- ・ 午前の部と午後の部に分けて実施するため、その間の各学校間の移動は認めるものとする。
- ・ 耐震工事中の学校については、見学できない箇所があるため留意すること。

(3) 現地見学当日の留意事項

- ・ 指定日時を厳守のうえ、現地に集合すること。
- ・ 車で来校される場合には、指定された場所に駐車すること。ただし、各校入校できる台数に限りがあるため、各グループにおいては各社乗り合いの上、可能な限り少ない台数となるよう協力すること。各グループあたりの台数については市と調整することとする。※学校行事等により駐車できない場合がある。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障ないよう留意すること。
- ・ 現地見学時、学校敷地内では企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、身分証明書を持参すること。
- ・ 見学時に必要となるものは各自用意すること (資料、上履き、ヘルメット等)。
- ・ 耐震工事を行っている学校では、必ずヘルメットを着用すること。
- ・ 見学に当たっては、必ず市及び学校職員の指示に従うこと。
- ・ 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とするが、児童個人が特定されるような撮影を行ってはならない。また、撮影した写真等は本事業以外には利用してはならない。
- ・ 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定ないし許可するものではない。

(4) 各対象校における見学日・時間帯

- 各班における見学日・見学時間帯ごとの対象校は下記のとおりを予定している。

班	7月21日(木)			7月22日(金)			
	午前(9:30~12:00)	午後(13:00~16:30)		午前(9:30~12:00)		午後(13:00~16:30)	
A	余土小	雄新中	双葉小		小野小	久米小	北久米小
B	余土中	椿中	椿小		素鷲小	桑原小	桑原中
C	南中	福音小	石井北小		雄郡小	みどり小	味酒小
班	7月25日(月)			7月26日(火)			
	午前(9:30~12:00)	午後(13:00~16:30)		午前(9:30~12:00)		午後(13:00~16:30)	
A	番町小	新玉小	八坂小		高浜中	三津浜小	三津浜中
B	荏原小	坂本小	久谷中		高浜小	北中	潮見小
C	浮穴小	南第二中	石井東小		久枝小	勝山中	宮前小
班	7月27日(水)			7月28日(木)			
	午前(9:30~12:00)	午後(13:00~16:30)		午前(9:30~12:00)		午後(13:00~16:30)	
A	道後中	東雲小	東中		浅海小	北条小	難波小
B	道後小	旭中	湯築小		正岡小	北条北中	立岩小
C	五明小	湯山小	湯山中		河野小	栗井小	堀江小
班	7月29日(金)			8月1日(月)			
	午前(9:30~12:00)	午後(13:00~16:30)		午前(9:30~12:00)		午後(13:00~16:30)	
A	北条南中	味生小	味生第二小		和気小	内宮中	鴨川中
B	西中	垣生小	垣生中		石井小	さくら小	たちばな小
C	生石小	津田中	城西中		小野中	窪田小	久米中
班	8月2日(火)			/			
	午前(9:30~12:00)	午後(13:00~16:30)					
A	伊台小	日浦小	日浦中				
B	姫山小	拓南中	清水小				
C							



・・・耐震工事中の学校

(5) 見学対象箇所

- 空調設備等の対象教室内、校舎周り、敷地周り、屋上、分電盤、受変電設備の状況等を見学対象とする。

3 現地見学会の申込み

(1) 参加申込方法

- 現地見学の参加には、現時点で入札参加を予定しているグループ単位で申込みを行うこと。
- 「第2回現地見学会参加申込書」(様式集 様式0-3)により、電子メール(ファイル添付)により申込みを行うこと。

(2) 申込書の記入方法

- ・ 「第2回現地見学会参加申込書」(様式集 様式0-3)は現時点で入札参加を予定しているグループ単位で作成し、代表となる企業及びその他の参加企業の担当者の連絡先等を記入すること。
- ・ 駐車場には限りがあるため、当日駐車できないこともあるので留意すること。

サービス対価について

1 サービス対価の構成

市が事業者に対して支払うサービス対価は、以下に示す設計・施工等のサービス対価と、維持管理のサービス対価により構成されることとなる。

設計・施工等のサービス対価は、新規設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務に係る費用に加えて、SPC 設立費等の開業準備費等を含むものとする。

維持管理のサービス対価には、空調設備等の維持管理業務に係る費用に加えて法人税など法人の利益に対して掛かる税金、SPC の運営費や利益等を含むものとする。

サービス対価	費用	内容
設計・施工等のサービス対価	設備整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・新規設備等の設計に係る費用 ・新規設備等の施工に係る費用 ・新規設備等の工事監理に係る費用 ・新規設備等の所有権移転に係る費用 ・建中金利 ・融資組成費用 ・SPC 設立に係る費用 ・その他設備整備に関して必要な費用 等
維持管理のサービス対価	維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備等の維持管理に係る費用 ・SPC 運営費 ・法人税など法人の利益に対して掛かる税金 ・税引き後利益 ・その他維持管理・運営を行うために必要となる費用 等

2 サービス対価の支払い方法

設計・施工等のサービス対価は、設備引渡し後に一括して支払う「サービス対価 1」と維持管理のサービス対価は、維持管理業務開始後に支払う「サービス対価 2」により、構成されることとなる。

各サービス対価については、下記規定により算出の上、消費税及び地方消費税を加算してサービス対価を支払うこととする。

(1) サービス対価 1 (設備整備費相当額)

新規設備等の設計・施工等のサービス対価については、平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度 1 回、所有権移転を完了した新規設備等に係る設備整備費を事業者からの請求を受けてから 30 日以内一括して支払う。

(2) サービス対価 2 (維持管理費相当額)

維持管理費相当額は、平成 29 年度の維持管理費相当分（下期）から支払うこととし、以降、維持管理運営期間にわたり、モニタリングの上、毎年度半期ごとに支払うこととする。

る。

平成 29 年度の維持管理費相当額（下期）は、設備の引渡し完了し供用を開始した日から平成 30 年 3 月分までの期間に係る分を支払うものとする。これ以降は、上期分は当該年度の 4 月から 9 月までの 6 か月分の維持管理費を、下期は当該年度の 10 月から 3 月までの 6 か月分の維持管理費を支払うものとする。

各半期業務終了後、市によるモニタリングの後、市は事業者から請求を受けた日から 30 日以内に支払うこととする。詳細は事業契約書（案）を参照すること。

3 サービス対価等の改定方法

(1) サービス対価 1 の改定

サービス対価 1 は改定を行わない。

(2) サービス対価 2 の改定

ア 物価変動に基づく改定

(ア) 平成 29 年度のサービス対価 2 の改定

平成 29 年度のサービス対価 2 の改定は行わない。

(イ) 平成 30 年度のサービス対価 2 の改定

平成 28 年(平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月)の下表に示す指標と、平成 29 年(平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月)のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、平成 30 年度のサービス対価 2 を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－建物サービス－(物価指数統計月報・日本銀行調査統計局)	$P30^{\wedge} = P30 \times (I29 / I28)$ ただし $ (I29 / I28) - 1 \geq 3.0\%$ P30 : 入札提案時の平成 30 年度のサービス対価 2 P30 [∧] : 改定後の平成 30 年度のサービス対価 2 I28 : 平成 28 年 1 月～12 月の指標の年平均値 I29 : 平成 29 年 1 月～12 月の指標の年平均値

(ウ) 平成 31 年度以降のサービス対価 2 の改定

平成 31 年度以降については、前回改定時((イ)の改定が行われなかった場合は、平成 28 年とする)の指標の平均値と、前年のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、当該年度のサービス対価 2 を、以下の算式に基づいて改定する。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」－建物サービス－(物価指数統計月報・日本銀行調査統計局)	$Pt^{\wedge} = Pt \times (It-1 / Is)$ ただし $ (It-1 / Is) - 1 \geq 3.0\%$ Pt : 前回改定時の当該年度 (t 年度) のサービス対価 2

	Pt´ :改定後の当該年度のサービス対価 2 It-1 :前年 1 月～12 月の指標の年平均値 Is :前回のサービス対価 2 改定の基礎となった年の 1 月～12 月の指標の年平均値
--	---

イ 消費税法変更に基づく改定

サービス対価 2 に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

ウ その他

改定後のサービス対価 2 の円未満の部分は切り捨てる。